

# 中国における英国高等教育 －質保証に関する施策の概要－

UK higher education in China:  
an overview of the quality assurance arrangements

**\* \* \* 目次 \* \* \***

要旨	1
序文	3
パートA：監査の背景	5
中国の高等教育	6
2 1 1 工程及び9 8 5 工程	6
高等教育の現状	7
高等教育の運営	8
質保証に関する施策	9
高等教育の国際化	9
高等教育分野における英中間の戦略的協力	10
英中間の教育連携	10
監査の実施	14
パートB：教育の水準と質の管理	17
概要	18
相手機関の選定	18
協定書	19
連携事業の運営	20
プログラムの承認	21
プログラムの監督と評価	23
教育水準の確保	24
学生からの意見	26
スタッフの採用と教育	27
学習経験の同等性	28
英国への進学	29
結論	31
参考文献	32
付録1－監査対象機関一覧	34
付録2－書面調査回答機関一覧	35
付録3－監査チーム名簿	36
用語解説	37

**\* \* \* 図表一覧 \* \* \***

**表**

- 
- 表 1 : 2004 年の中国の公立機関数及び在籍学生数  
表 2 : 中国と連携を図っていると回答した英国機関数  
表 3 : 連携の種類と数

**図**

- 
- 図 1 : 中国における高等教育の管理の仕組み  
図 2 : 連携の分布  
図 3 : 英国高等教育資格課程に在籍する地域別学生数  
図 4 : 連携事業の専門分野別割合

## 要 旨

本報告書は、中華人民共和国（以下、中国）で授与されている英国高等教育資格の範囲と性質について詳述し、資格を得るための教育の水準と学習機会の質に関する英国機関の管理についての概要を示すものである。これは、英国機関の中国における活動に関する調査結果、10組の連携事業それぞれの監査結果報告書（[www.qaa.ac.uk](http://www.qaa.ac.uk) 参照）、そのほか 30 以上の連携事業に関して得られた情報の書面による分析に基づいている。

主な結果は以下の通りである。

- 英国高等教育機関のほぼ半数（82 機関）が、中国における高等教育の提供に何らかの形で関わっていると回答した。
- 中国において英国高等教育資格を授与するための連携事業の種類、学習分野、資格の性質は、非常に様々である。
- 2005 年度、中国で英国高等教育資格取得のために学習した中国人学生数はほぼ 11,000 人であり、そのうち 3,000 人は、英国で修了するプログラムを履修している。
- 教育の水準と学習機会の質を管理するための機関の措置は、一般に、英国内のプログラムと同程度であり、QAA の「高等教育の質及び水準を確保するための実施規範第 2 項：共同教育プログラム及び E ラーニング等の柔軟な分散型学習」を反映している。特に、
  - 相手機関の選定が慎重に行われており、それぞれの権利及び責任について、協定書に明記されている。
  - 英国側によって任命された、教育プログラムの水準と質を管理するプログラム責任者は総じて専門性が高く、献身的に取り組んでいる。
  - 通常、電子媒体を通じて、連携機関間の有効なコミュニケーション手段が整えられている。
  - プログラムの承認プロセスは少なくとも目的に適ったものであり、英国内のプログラムよりも厳格である場合が多い。
  - 志願者の英語能力を確保するための取組みを強化するなど、教育水準維持のための適切なプロセスを設定している。試験で使われる言語が英語でない場合は、特別な措置がとられている。
  - 学外審査員は、中国で英国高等教育資格を取得するために学ぶ学生に対し設定された学習到達水準と実際の水準が、英国内のプログラムと一致していることを立証している。
  - 中国で英国高等教育資格を目指す中国人学生の学習経験が、英国内で同様の資格

を目指す学生の学習経験と同程度のものにするために、様々な措置を講じている。例えば、学生からのフィードバックの収集と活用、英国式教授法の活用、学習資料の提供などが含まれる。

- 中国において英国内のプログラムと連結するプログラムで学ぶ学生が、十分な管理のもとで英国での生活と学習へ移行できるよう、多大な努力が払われている。

\* \* \* 2 ページ \* \* \*

これらの連携事業の中には、運営面について改善すべき点が指摘されたものがあった。しかし、該当したのは少数であり、教育の水準や学習機会の質が危険にさらされていると指摘された事例はない。特に改善すべき分野としては、以下のものがある。

- 英国側機関は、中国で実施するプログラムの管理責任者が、専門家養成のための研修や集中的な支援を十分に受けていないために、自らを危険にさらしている場合がある。
- かつて、中国側の相手機関を承認する際に、事前に適切な公式の審査が必ずしも十分に行われていなかった。
- 中国側及び英国側機関それぞれの権利と責任を明確にするはずの協定書に、プログラムが打ち切られた際の在对学生に対する責任の所在や、争いが生じた際にどちらの法体系を適用するかなどの点で、あいまいな記述があった。
- 国境を越えて授与される高等教育資格に対するリスクが一般に高まっていることから、英国側が行うプログラムの承認は、場合によってはより厳格にすべきである。
- 英国側は協力関係の発展のために、中国側スタッフをプログラムの監督や評価の際により一層活用すべきである。
- 英語で実施されるプログラムのうち、英語能力の改善が必要とされる学生が見受けられた。
- 英国側は、学外審査員による報告への対応に中国側スタッフを参加させるため、さらに努力すべきである。
- 中国側スタッフを登用する際、必ずしも制度上の手続きに沿って厳密に行われていない。
- 学生へ提供される情報が十分ではない、または明確でない場合があった。

## 序 文

英国において、各高等教育提供者は、適切な教育水準を維持するとともに、学生がその水準に達することができるような質に保たれた教育を提供する責任をもつ。高等教育質保証機構（The Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）の使命は、「高等教育資格の水準の健全性に関する公共の利益を保護し、高等教育の質の管理について継続的改善に努め、関連情報を公表すること」である。QAA は、水準と質の評価や明快な規準の策定に資する指標を設けるなど、この使命を果たすために様々な活動を行っている。これらの水準は、専門的・技術的な共通の知識を有する同業者によって評価され、結果が公表されている。1998 年より、QAA は、特定の国または地域において教育の水準と高等教育資格の質を管理するための英国機関の取組みに対する抽出監査を行っている。2005 年以降、これらの監査では実施規範の第 2 項「共同教育プログラム及びEラーニング等の柔軟な分散型学習」が重視されるようになってきている。

英国高等教育大臣は、最近の声明で、「教育は、英国にとって中国との関係発展の核となるものである。我々は、教育面での連携の強化において大きく進歩を遂げており、両国の大学間の連携は一層発展している」と述べている。この声明を受け、また英国政府が 2005 年に発表した教育の国際化戦略を踏まえ、QAA は、2006 年の連携事業に対する海外監査の対象国を中国とすることに決定した（監査対象機関一覧については付録 1 を参照）。監査の主な目的は、利害関係者に対し、中国で提供される教育の水準と英国高等教育資格の質について再保証を与えることであった。香港は今回の対象には含まれておらず、2007 年に別途監査されることになる（QAA の業務に関する詳細は、[www.qaa.ac.uk](http://www.qaa.ac.uk) を参照）。

2005 年夏、QAA は英国のすべての機関に対し、中国との連携事業に関する計画と実施について調査を行った。このうち、82 の機関が連携を行っていた。連携の数の多さや活動の急速な展開を受け、QAA は、「英中間の連携活動に関する調査報告書（1999 年度）」に引き続き、中国で授与される英国高等教育資格に関するより大規模な調査を実施することは、多くの利害関係者にとって有益であると考えた。

本報告書のパート A は、監査対象機関からの回答に基づいて構成されている。監査を行った 10 組の連携事業に加え、他の 30 機関に対し、教育の水準と学習機会の質の管理に対する取組みについて、詳細な情報提供を求めた。この結果は、本報告書のパート B に掲載されている。

本報告書のパート A は、英国の高等教育機関が英国高等教育資格を中国で授与している

環境について、またこれらの資格の性質に関する概要を示している。パートBでは、国境を超えて提供されるプログラムの質保証に対する英国機関の取組みの概略を紹介している。

\* \* \* 4 ページ \* \* \*

\* \* \* 5 ページ \* \* \*

\* \* \* 6 ページ \* \* \*

## パートA：監査の背景

### 中国の高等教育

---

1. 教育は、中国の経済的な成功と維持のための重要な手段であるとみなされている。鄧小平は、「教育は、近代化の動き、世界、未来のニーズを満たすものでなければならない」と述べている。中国の高等教育制度は世界でも最大級で、同国の他の分野と同様、学生と教育機関の双方が多様性を持つという特徴が見られる。過去 20 年間、中国における経済発展は、急速な成長と変化に伴い高等教育制度の改革を促してきた。
2. 1949 年以降、中国の高等教育制度は、中央政府が一般大学や専門学校を統制し入学制度も管理するというソ連式の制度であった。1977 年以降、高等教育制度は再編され、全国統一入学試験制度が再導入された。その 10 年後、政府はさらに改革を推進し、より総合的な教育機関を設立するために多くの専門教育機関を統合した。1999 年からは、全大学生に授業料が課されるようになった。

#### 2 1 1 工程及び 9 8 5 工程

3. 改革の一環として、中国政府は、優秀な大学に対し優先的に補助金を交付するという方針を打ち出した。1990 年代半ば以降、高等教育の質の近代化と強化の「中枢」となる、2つの国家計画が導入された。2 1 1 工程と 9 8 5 工程である。
4. 2 1 1 工程は 1995 年に立ち上げられ、一流大学と 21 世紀の鍵となる研究分野を多数創出することを目的としている。この計画では、選定された大学が補助金の申請を行う。これは補助金を優秀な機関に意図的に集中させるというものであり、以下の 3つの目的

を持つ。

- a 大学の総合力の改善
- b 主要な学問分野の発展
- c 高等教育に関する公的サービスの枠組みの構築

この工程は現在第2期に入っており、116機関が参加している。

5. 985工程は、世界に通用する一流の大学と研究型大学の創設を目的とし、補助金をさらに少数の優秀な大学へ集中させるために策定されたものである。これは、科学と教育を通じて国を活性化するという国家戦略の重要な部分であると捉えられている。この工程も現在第2期に入っており、38機関が参加している。

\* \* \* 7 ページ \* \* \*

### 高等教育の現状

6. 中国の高等教育は、一般に4つのレベルから構成される。中等教育後の職業教育（短期大学レベル）、学部教育、修士課程、博士課程である。
7. 高等教育は、私立及び公立の機関で行われている。私立の高等教育提供者は、民営専科学校、独立学院（公立大学と提携）、独自の入学者選抜を行う学校の、3つのグループから構成される。このうち、最後のグループは、現在中国の高等教育制度において急速に成長している。
8. 公立の高等教育提供者としては、通常の大学教育（一般大学、研究機構、専科学校、独立学院）、社会人向けの高等教育機関、遠隔教育、オンライン教育など、様々な種類がある。2004年の公立の高等教育機関数は合計2,236機関あり、在籍学生数は1,750万人以上であった（表1を参照）。

表1：2004年の中国の公立機関数および在籍学生数（出典：周済、2005年）

高等教育機関の種類（学部以上）	機関数	学生数（単位：100万）
一般大学	1,731	13.3
社会人向け高等教育機関	505	4.1

9. 私立及び公立を合わせると、中国の高等教育を受ける学生数は、1998年から2004年の

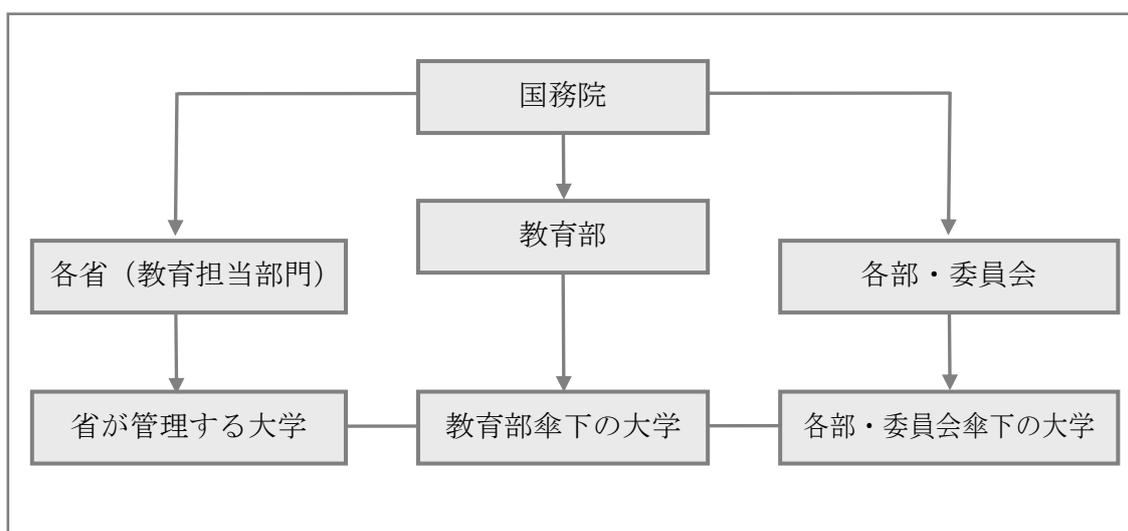
間に 360 万人から 2,000 万人近くに増加し、進学率も 9.8%から 19%に上昇した。2003 年には、中国で 400 万人以上の学生が学部及び大学院課程に入学した。2010 年までには進学率を 23%に達することが目標とされている。第 11 次 5 年計画 (2006 年から 2011 年) では、教育開発の課題のひとつとして、中国における高等教育の質の向上を定めている。これを受け、政府は、2006 年の推定学生数 2,300 万人を、2020 年の数値目標を 200 万から 400 万人程度の増加に抑え、高等教育の量的拡大を緩やかにする意向であることを発表している。

\* \* \* 8 ページ \* \* \*

### 高等教育の運営

10. 中国における高等教育の運営の仕組みは、図 1 に示すとおりである。教育部は、高等教育を含めた教育に関する国务院の執行機関である。その責務は「国家の高等教育発展のための計画、学校の設置及び関連政策や法令の制定、教授法の質の評価、教員と学生に関わる事項の処理」などである。
11. 教育部は、省及び自治区・直轄市への権限委譲に関する方針を策定している。学部及び修士課程の質の評価、及び 72 の国立大学については、教育部が直轄している。高等教育担当大臣 (教育部長) によれば、これらの大学は「中国全土から学生が集まってくるエリート大学である」とのことである。

図 1 : 中国における高等教育の管理の仕組み (出典 : 周濟、2005 年)



12. この他 38 大学が、他の部や委員会に直属している。省または自治区・直轄市が補助金を交付し管理する一般大学は約 1,400 校あり、主として地元の発展を支える役目を果たしている。これらの行政当局は、職業教育や職業訓練も担当している。教育担当大臣（教育部長）は、管理体制の全体像について、「各省の管理が主体となり、中央政府と各省は二分されている」とまとめている。
13. 中国の高等教育は、多くの法律によって統治されている。中華人民共和国教育法は 1995 年 9 月に施行され、現在の高等教育法は 1998 年に施行された。高等教育法は 8 章から成り、高等教育のあらゆる側面の法的枠組みを示している。その他の重要な法令として、私学促進法及び中外共同学校設置条例がある。この条例は、中国が世界貿易機関（WTO）に加盟したことを受け 2003 年 9 月に制定され、中国において高等教育を提供し外国の資格を授与するような、国際連携事業に適用されている。

#### 質保証に関する施策

14. 中国における高等教育評価は、1985 年に試験的に開始され、1990 年には高等教育評価に関する最初の規定として、全日制高等教育機関教育評価暫定規定が制定された。2003 年には、教育部が高等教育機関の評価計画を作成し、各省の教育担当部門において実施されている。教育部はこの評価の実施状況について定期的に確認を行っている。高等教育評価に関する最近の動向としては、2004 年に教育部高等教育教学評価センター（Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education: HEEC）が設立された。同センターの主たる責務は、高等教育機関が提供する学部課程の評価を総括・実施することである。
15. 大学の学科等に対する博士号や修士号の授与の認可、大学院教育の質の検証や評価など大学院教育に関する責任は、国務院学位委員会が負う。教育部に直属する非政府機関も多数あり、中国教育国際交流協会、中国国家留学基金管理委員会、中国留学サービスセンターなどがある。これらの機関は、国際交流の促進と管理、大学や学生、利害関係者への情報とサービスの提供、政府奨学金の運営などを通じ、学生交流や国際協力に対し様々な役割を果たしている。

#### 高等教育の国際化

16. 高等教育の国際化は、中国の教育制度の近代化における重要な要素である。その結果、国際協力や国際交流、なかでも学生交流が促進されてきた。1978 年から 2004 年の間に、

80 万人以上の中国人学生が海外に留学したと推定されている。1998 年以降、新規の年間海外留学者数は、11,000 人から 2004 年には推計 12 万人にまで増大している（周済、2005 年）。2004 年から 2005 年にかけて、英国大学協会は、52,000 人の中国人学生が英国で高等教育資格取得のために学んでおり、その多くは大学院生であると推定した。

\* \* \* 10 ページ \* \* \*

17. 過去 20 年間にわたる高等教育の近代化の一環として、中国は、英国を含めた 20 以上の国々と相互認証に関する協定を締結しており、その他にも 100 種類を超える二国間協定を締結している。また、高等教育プログラムを提供する共同事業も数多く開始されている。後者は比較的最近の動きであり、2003 年の中外共同学校設置条例で規定されている。またこの条例には、「教育部による中外共同教育に関する当面の問題への意見書」も付されている。これらの規定は、中国国内における外国との協力に関する要件を示したものである。それによれば、連携活動は営利目的であってはならず、運営委員の半数以上は中国人であること、また、中国在住の中国人が機関の長を務めることと規定している。さらに、授業料の水準についても規定されている。

#### 高等教育分野における英中間の戦略的協力

18. 英国機関は、中国における英国高等教育資格授与のための中国側機関との共同事業を積極的に行ってきた。これは、両国政府間の教育分野における広範で高水準の協力関係によって促進されてきたものである。2005 年からは、閣僚級教育サミットが毎年開催されており、教育のあらゆる分野において協力関係を強化するという共同声明が発表されている。スコットランド政府は、2005 年に中国教育部との間で覚書を取り交わしている。1996 年から始動している中英高等教育協力プログラムは、高等教育改革に関する戦略的協力を行っている。その目的は、相互の経験を学び合い、連携を強化することによって、両国の高等教育の発展に資することである。プログラムは最高水準の支援を受けており、主要な支援機関として、中国教育部、ブリティッシュ・カウンシル、イングランド高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for England: HEFCE）がある。このプログラムでは、研究及び大学院教育の共同評価、学問ネットワーク（JANET 及び CERNET）の相互提携、学長フォーラム、Eラーニング、学位の相互認定、大学のリーダーシップ開発等に重点を置いた協力活動や共同プロジェクトを実施している。

#### 英中間の教育連携

19. 2005 年に QAA が実施した、中国での英国高等教育資格の授与に関する調査に対し、英国の 82 の教育機関が、英国高等教育資格の授与のために中国の機関と連携しているか、

または今後連携する予定であると回答した（付録2を参照）。また、英国内の4地域全てにおいて、連携を図っている高等教育機関が存在する（表2を参照）。

\* \* \* 11 ページ \* \* \*

表2：中国と連携を図っていると回答した英国機関数

イングランド	65
北アイルランド	2
スコットランド	10
ウェールズ	5
合計	82

20. QAA は、223 の中国高等教育機関等との 352 の連携に関する情報を英国高等教育機関より入手した。中国北東部、中央部、南部及び西部の機関との連携も数多くあるが、大部分は北京、上海、広州周辺に集中している（図2を参照）。在籍学生数に関してはこの分布とは必ずしも一致しておらず、英国高等教育資格のために学習する学生の大多数が、北京、上海、広州周辺に集中している（図3を参照）。回答によれば、連携の多くはここ10年間に構築されたものである。なお、様々な理由から、回答されたもの全てが調査時点で開始されていたわけではない。

図2：連携の分布

※ 北から	
ハルビン.....	40
瀋陽.....	10 以下
北京.....	100
中央部.....	100
上海.....	40
西南部.....	60
広州.....	60

\* \* \* 12 ページ \* \* \*

図 3 : 英国高等教育資格課程に在籍する地域別学生数

※ 北から	
ハルビン.....	500 以上
瀋陽.....	100 以上
北京.....	4,000
中央部 .....	1,500 以上
上海.....	1,500 以上
西南部 .....	1,000 以上
広州.....	1,500

21. すでに連携がはじまっているもの、または今後予定されているものなど、連携の種類は様々であるが、最も一般的な種類として、以下のものがある。

- a 単位の振替認定、または中国の一定の資格を持つ学生に対する入学時の優遇措置
- b 英国高等教育課程入学前の中国での準備学習課程
- c 学部レベル：1年次または1・2年次に中国側機関で履修した後、英国側機関での通常2年間の課程へ進学。まれに、学生は卒業時に双方の機関から資格を取得することができる（2年+2年、または2年+1年）
- d 大学院レベル：通常1年間の課程を中国で履修した後、英国において1年間の課程を履修するもの（1年+1年）
- e 英国の高等教育課程を、英国側または中国側スタッフが英国側機関の支援のもと中国で行うもの。これには、学部レベルのサーティフィケートやディプロマ、大学院レベルの修士課程やMBAプログラム、あるいは特定の中国企業の経営者のための「特製」プログラムなども含まれる。

\* \* \* 13 ページ \* \* \*

- f 中国側機関の支援のもとで中国で実施される英国の高等教育遠隔教育プログラム
- g 共同事業による英国機関の中国キャンパスの設置

22. このうち3分の1以上は進学という形式をとっており、約60の英国機関がそのような方式を採用している（表3を参照）。学部課程の進学コースに学生数が最も集中している。

また、フランチャイズや委託の形式もあるが少数である。

表 3 : 連携の種類と数

連携の種類	連携の数	英国機関数
単位の振替認定 (a)	50	17
入学前の準備学習課程 (b)	22	7
学部課程の進学コース (c)	140	41
大学院課程の進学コース (d)	28	17
中国現地でのプログラムの提供 (e)	20	16
遠隔教育プログラム (f)	6	4
共同事業によるキャンパス設置 (g)	2	2
その他	25	20
協定書の締結	55	26
中国への短期留学	4	2

23. 中国で高等教育資格を授与する英国機関が提供する学習分野は広範囲にわたる。各機関からの情報によれば、最も多い分野は経営管理学、工学、及び数理科学・コンピュータサイエンスで、それぞれ、37.6%、24.9%、10%であった（図 4 を参照）。その他、獣医学、農業とその関連分野、言語学、古典とその関連分野、マス・コミュニケーション及び文献研究、社会学などがある。

\* \* \* 14 ページ \* \* \*

図 4 : 連携事業の専門分野別割合

※ 全体に占める割合 (左から)	
獣医学、農業とその関連分野..... 0～5%	経営管理学..... 35～40%
物理学..... 5%	マス・コミュニケーション及び文献研究..... 0～5%
数理科学・コンピュータサイエンス..... 10%	言語学、古典とその関連分野..... 5%
工学..... 25%	その他..... 10%

24. 実施責任は連携内容に大きく依存しており、もっぱら英国側のスタッフが中国での短期滞在を繰り返しながら指導する方法から、中国側のスタッフが全てを請負う方法まで様々である。しかし、特に決まったモデルはなく、多くの場合両者によって分担されて

いる。通常は英語が公式言語として用いられているが、少なくとも部分的に中国語で実施されたり、英国側スタッフが行う場合は中国語に翻訳されたりする場合もある。特にセミナーや個別指導の際に中国語が一般的に用いられていたことを示す証拠もある。ただし修了試験では、ほとんど英語が用いられる。

25. 調査によると、2005 年度はおよそ 11,000 人の学生が、英国高等教育資格のために中国で学んでいたことが推測される。このうち、3,000 人が、英国の学部または大学院への進学を前提としたプログラムの学生であった。

## 監査の実施

---

26. 中国のブリティッシュ・カウンシルの支援のもと、2005 年 4 月、QAA の幹部は中国を訪問し、教育部、国務院学位委員会、上海市教育委員会などの中央及び省の政府機関との間で、予定している訪問監査に関する議論を行った。QAA は、この訪問監査を可能にした関係機関の多大な理解と協力に感謝している。

\* \* \* 15 ページ \* \* \*

27. 2005 年夏、QAA は英国の全ての高等教育機関に対し、英国高等教育資格に結びつく中国機関との連携に関する情報提供を要請した。回答は、グループ A：連携事業の運営に対する監査を実施するもの（付録 1 を参照）、グループ B：書面による分析の対象とするもの、グループ C：本報告書に有益な基礎情報を提供する可能性のあるものの 3 つに分けられた。

28. グループ A の中で、監査の対象となる 10 機関の選定に当たっては、英国各地域から選定するとともに、機関の種類、分野、連携の種類など、様々な基準が用いられた。さらに、連携先の中国側機関の多様性を反映し、監査チームが中国滞在中の拠点とする北京、上海、広州の 3 都市から合理的な距離に位置するものが選ばれた。

29. 国際連携事業に対する QAA の監査手法は、英国の海外連携事業から選んだいくつかの事例に基づいている。利害関係者や国外組織からの中国における英国機関の活動に関する情報請求に応えるため、QAA は、グループ B に属する 30 件の連携事業についても更なる情報を解説の形で提供しよう関係機関に要請した。このようにより広範な事例を収集する主たる目的は、両国の高等教育機関による連携事業の運営について、可能な限り

包括的な報告を提供することであった。地理的な要件をのぞいては、グループAと同様の選定基準が用いられた。

30. QAA は、3つの監査チームを組織した。各チームは、数名の監査員と一人の事務スタッフで構成された（付録3を参照）。QAA は、高等教育部門の幹部である監査員と事務スタッフを多数擁しており、監査チームは、このメンバーの中から選出された。各チームの作業については、QAA のアシスタント・ディレクターが調整を行った。

31. 2006年2月から3月にかけて、監査チームはグループAの英国側10機関を訪問し、連携事業の運営に携わる幹部及び現場スタッフとの会合を持った。また、学生が中国から進学してきた事例について、監査チームがこれらの学生と会合を持ったものもあった。これらの訪問の目的は、連携事業を通じて提供されるプログラムの水準と質の管理に関する英国側機関の措置と、活動の効果に関する機関の自己評価を重視することであった。

32. 次に、2006年4月から5月にかけて、連携先の中国側10機関の監査を行うため、監査チームは中国を訪問した。チームは、連携事業の実施に携わる幹部及び現場スタッフとの会合を持った。さらに、プログラムを履修中の学生や最近の卒業生とも面会した。それぞれの監査において、監査チームは、資格の水準と質の管理に関する英国側機関の措置、及び中国側のスタッフと学生が、英国側から見たこれらの措置の効果に対する評価について意義がないかどうか注目した。

33. 両国において監査チームが収集した情報を元に、各チームは所見や特定できた優れた取組み、今後の改善のための提言などをまとめた報告書を作成した。これらは全て QAA のウェブサイト（[www.qaa.ac.uk](http://www.qaa.ac.uk)）で公開されている。

\* \* \* 16 ページ \* \* \*

\* \* \* 17 ページ \* \* \*

## パート B : 教育の水準と質の管理

### 概要

---

34. 本セクションは、2006 年に実施された海外連携事業に対する個別監査 10 件の報告と、その他の英国 30 機関が提出した、中国での英国資格授与のための学習機会の質と教育水準の管理施策に関する情報を分析した結果に基づいている。ここでの指摘事項は、英中間の連携事業の限られた例に基づいているため、包括的・網羅的であるとは言い難い。しかし、多くの活発な事例を材料としていることから、高等教育機関にとって全般に有意義な問題を提示している。

35. 調査の主たる結論としては、英国機関は、中国での英国高等資格授与のための教育水準を確保するために、質保証に関する何らかの施策を講じているということである。中国で英国高等教育資格を目指す学生のための学習機会が、資格取得のために適切な構造となっていた。また、質保証に関する施策は、英国の様々な高等教育指標を十分に考慮しており、これには、実施規範、イングランド・ウェールズ・北アイルランド高等教育資格水準、スコットランド高等教育資格水準、専門分野別資格水準、教育課程要項が該当する。しかし、以下に示すように、各機関がそうした施策の設計または管理に関して改善する余地があることも明らかになっている。

36. 紙面の都合から、本報告書では、中国で授与される資格に対する英国機関の全ての施策は記載しない。その代わりに、実施規範第 2 項「共同教育プログラム及びEラーニング等の柔軟な分散型学習」の主な項目と、公表された 10 件の監査報告書で最も多く指摘された検討事項とを反映し、10 の主要分野に絞った。QAA の慣例に沿い、本報告書では各機関の名称を挙げていない。この意図は、本報告書が、英国高等教育界全体に対し、国境を越えて授与される学位・資格の管理において見られる優れた取組みについて有益な概要を提供することを目的としているものによる。

### 相手機関の選定

37. 調査では、相手機関の選定は、概して、非常に慎重に時間をかけて行われていることが明らかになった。個人的な接点が、しばしば中国側機関との連携構築にはずみをつけていることもわかった。これは、共同研究や、中国側機関が英国側の卒業生を雇用していることから発展する場合も多くある。そうした初期段階の関係は通常、幹部同士の関係

構築に先んじている。一方、幹部同士の接触から関係が築かれる場合、英国側による相手先訪問という形式をとる傾向が強い。また、機関間の最初の協定書締結の際に相手先への訪問が行われる例もあった。

\* \* \* 19 ページ \* \* \*

38. 連携の次の段階として、通常、英国側機関による相手機関の承認が行われる。この承認手続きは文書化されており、実施規範第2項の指針 A9 を反映している。その指針とは、英国側機関は「候補機関や仲介者が適格かどうか、また協定で定められた役割の遂行能力に関して、相当な配慮を持って調査を実施すべきである」というものである。相手機関の承認は、機関同士の相性、特に教育目的を重視する傾向にある。英国側の視察団による候補機関への定期的な訪問も行われる。これはプログラムの承認と並行して行われる場合もあり、その結果は、学内の関係委員会に報告される。視察団は通常、機関の幹部が代表を務め、学外者も含まれる。調査されたほとんどのケースにおいて、「使命の一致」とも呼ばれる教育目的の合致が明らかとなった。一例として、双方が実務科目の提供に多大な関心を示し、プログラムへの参加資格を拡大することに合意したものもあった。
39. 実施規範第2項「共同教育プログラム」では、相手機関の承認は、中国側機関の財務状況や法的地位など様々な面に英国側機関が納得していることや、中国当局の承認が得られていることを条件としている。英国側の関係委員会の検討材料であるとともに調査の対象ともなった、相手機関の承認にあたっての調査書の詳細は多様である。ほとんどのケースにおいて、相手機関の学習機会の質と教育水準を確保するため取組み、教員の質、学習資源の提供などに関する考察を含む、包括的で厳密な調査書が作成されていた。条件提示や提言は通常、最終承認に先立ってなされた。しかし、特に相手機関のリスク評価など正式かつ包括的に十分な調査が行われたことを示す証拠がほとんどなく、承認委員会が定める承認手続きを正しく踏んでいない場合もみられた。さらに、承認手続きにおいて、連携事業を担当する委員会の役割が不明瞭なものもあった。
40. 相手機関の承認は通常、期限付きで認められており、定期的な評価を受けなければならない。再承認する場合の手続きの詳細は、協定書に明記されている。ただし、今回の調査対象のほとんどが、比較的近年始まったものであるため、評価が実施されたものは少ない。

## 協定書

41. ほとんどの連携事業において、英中両機関の協力体制の意図を示した協力覚書、及び共同プログラムの運営方法を詳細に示した合意覚書という 2 種類の協定書が存在する。実施規範第 2 項によれば、連携事業の成功の鍵は、合意事項が書面に記され、法的拘束力を持ち、双方の権利と責任の所在、特に教育水準と質の管理について明確に規定することであることが提言されている。

\* \* \* 20 ページ \* \* \*

42. 本調査における観察によれば、法的拘束力を持ち、双方の権利と義務を明記された協定書は、英中間の連携事業においては典型的であるといえる。しかし、各事例の詳細については多様であることが伺える。実施規範を反映した協定書の例によれば、それは英国側機関の規則に基づいて作成され、機関レベルの項目とプログラムレベルの個別の情報に区別されている。協定書では、目指される資格、著作権、知的財産権、学外審査員の役割について具体的に示され、教育指標についても触れられている。また、連携事業の終結と調停についても明示されていた。

43. ある協定書では、上記の事項だけでなく、付属書として、英国側機関が行っている高等教育資格の水準を保つための方法を詳細に示した規定集を添付していた。ほとんどの協定書では、明瞭さに違いがあったものの、当事者の権利と義務が記されていた。しばしば不明瞭であったのは、連携事業を終結した際に、在学中の学生の修了を保障する責任の所在についてである。この場合、監査チームは、過去の実績や証拠文書を通じて、英国側機関が常に学生が修了できるように措置を講じていることを確認することができた。しかし、保障のプロセスを詳述するならば、学生は受講するプログラムに対してより安心感を抱けるであろう。また、どの程度プログラムが英語で実施されるのか、あるいは両機関で争いが生じた場合どちらの法制度を適用するのかといった点が協定書に明記されていない事例もあった。なかには、適用される法律が英国のものではないため、争いが生じた場合に英国機関はその教育水準を十分に保護できるのかという疑問を生じさせたものもあった。

### 連携事業の運営

44. 協定締結後の連携事業の運営の仕組みは極めて多様であるが、両機関による多大な資源の相互提供と、活発なコミュニケーションが特徴として見られた。協定書には通常、共同運営委員会とも呼ばれる、プログラム運営と開発の監督組織の設置が定められている。この組織は通常、2名のプログラム管理者と、両機関からの代表幹部で構成される。その役割は、プログラムの運営について戦略的に取り組むこと、特に双方の実施担当チー

ム間のコミュニケーション経路を活発に保つことである。例えば、プログラムの調整、両チームからの年次報告書の受領、学生の成果及び修了率の分析、次期プログラム計画の承認、プログラムに関与するスタッフの経歴の確認、両機関の上級委員会への報告などが委員会の役割とされていた。

\* \* \* 21 ページ \* \* \*

45. 英国側機関によるプログラム責任者の任命は、多くの連携において要となっている。中国側機関の者が、このプログラム責任者に任命されたケースが少なくとも1件あった。このプログラム責任者は、相手機関と最初に接触を図った者である場合が多く、学内質保証プロセス順守の確保、プログラムの開発や調整、中国側との効果的なコミュニケーションの維持など、多くの責任が割り当てられている。彼らは通常、関連分野の専門家であり、時には二ヶ国語を話し、多くは中国側訪問の際にプログラムの一部を自ら提供している。また、別に配置されるコーディネーターの関与については、多くの監査報告書の中で肯定的に扱われているが、代理者の配置の取り決めがないまま一個人に負わされる責任の度合いについて考えると、その者が業務を継続することができなくなった場合の連携事業に及ぼす影響について、難色を示す監査チームもあった。
46. 中国側機関においても、プログラム責任者やチームスタッフが存在する。中国側のコーディネーターは英国側との連絡調整窓口となることが多く、この者と英国側のコーディネーター間の緊密な関係と頻繁なコミュニケーションが、連携事業の成功の鍵となっているようである。多くの協定書において、学生支援に関わる専属の事務スタッフが中国側のコーディネーターを補佐するという点が特徴的である。
47. 全ての連携事業において、両機関のチームスタッフ同士が日常的なコミュニケーションを重視しているという点が見られた。電子メール、バーチャル学習システム、インターネットが主要なコミュニケーション手段となっている。さらに、英国側スタッフがどの程度実際のプログラムの提供に貢献するのか、また、中国側の教員が英国側から客員の職務を与えられたりするといったスタッフ交流の頻度についても、通常、協定書で言及されている。

### プログラムの承認

48. プログラムの承認は、英国高等教育質保証において重要な部分を占める。実施のための機関文書では通常、中国で実施される共同プログラムの承認手続きが明確に記述されている。海外での実施というリスクを想定し、承認手続きは大抵、英国内で新規プログラ

ムを設置する場合よりも厳格に行われる。職能団体、法定機関、規制機関からの要件が含まれる部分については、承認手続きの一環としてみなされる。

\* \* \* 22 ページ \* \* \*

49. プログラム承認は通常2段階であり、アカデミック・ケースが検討される前に、まず関連委員会がビジネス・ケースの承認を行う。英国側幹部を長とし、学外専門家などで構成される承認調査団による中国側機関への訪問は、プロセスの基礎として標準的に行われている。この調査団は、プログラム承認に責任を持つ機関の関連委員会に調査結果を報告する。この報告には最終的な承認の前に満たすべき提言や条件が盛り込まれることが多く、必ずしもすべてが承認に至るわけではない。また、プログラムの承認は、相手機関の承認と並行して行われることもある。再承認の際も通常は、承認手続きと同様の方法に基づく。
50. 本調査の結果からすると、中国での資格授与の承認に関する各機関の手続きは目的に合ったものであると思われる。それらには一般に、実施規範の関連項目、特に実施規範第7項「教育課程の承認・監督・見直し」が反映されている。また、高等教育資格水準や専門分野別資格水準も有効に活用されている。
51. プログラム承認に関する報告書に盛り込まれる条件及び提言は、承認手続きが総じて厳格であることを示している。最も頻繁に指摘されていた事項には、プログラムの運営チームの準備不足があげられる。中国政府からの認可の証明や、入学許可の仕組み、実施方法及び中国側スタッフの英語能力や専門知識の確認などである。例えば、プログラム開始前に、教室での通訳者と答案の翻訳者の両方の役割を明示することを条件に承認されたプログラムもあった。別の事例では、英国側機関に対し、学年度毎に提示されたスタッフの水準や専門性を承認する手続きを整備するよう提言した。また、別の機関では、中国側に対し、中国政府からの承認文書を英訳とともに提出するよう求め、運営チームに対しては中国人スタッフに学生選考の指針となる文書を提供するよう求めた事例もあった。
52. 監査チームは、プログラム承認に関し多くの良い点も指摘した。ある報告書では、中国で共同プログラムを進める運営チームに対し機関が健全な方針を与えていた点を賞賛した。中英両国で実施されるプログラムの場合、学習成果が同等になるよう、細心の注意を払って計画されていた例も多くみられた。他にも、資格授与機関がプログラムの承認手続きを厳重に監視している点も肯定的な特徴として示された。

53. 監査チームは、プログラム承認について英国側機関のさらなる考慮が必要であるとする事項も指摘した。プログラム承認に関する最も一般的な問題は、承認手続きが不明瞭であるか、あるいはフォローアップが十分に行われていないという点である。多くの監査報告書では、機関に対しプログラム承認の手続きとその後のフォローアップを厳しく点検するよう提言している。例えば、科目もプログラム構成も前のものと同じであったためにプログラム承認に関する報告書では正式に検討されていないにもかかわらず、事後的に承認された事例もあった。

\* \* \* 23 ページ \* \* \*

### プログラムの監督と評価

54. 英国側機関は、毎年行う監督と定期的な評価を通じて、中国で実施される教育プログラムの水準と質を管理していることが調査からも明らかである。一般に監督は毎年行われ、その手順は協定書に明記されることが多い。監督結果は機関内の小委員会に報告されるが、共同運営委員会や定期評価に基づく報告書によって補完されることもある。毎年のプログラム別の監督の枠を越えた注目すべき優れた取組みとして、学生や教職員からのフィードバックに基づき分野別にまとめられた一連の報告書が、バーチャル学習システムを通じて他分野のスタッフとの間で即時に共有されている点があげられた。

55. 中国で実施されるプログラムの監督では通常、英国側機関が自国で質保証に関する施策として用いている手法が踏襲される。そのため、学外審査員による報告書の考察や、代表委員会やアンケートを通じた学生からのフィードバック、業績指標の使用など、定型の手法が使用されている。報告書には、学生の受入、学業成績、学習支援、教授法、学習、定期試験などについて述べられている。監督の手順の中で特に注目すべき点として、前回の年次報告書に基づく活動状況の監督や、中国語グループと英語グループとの間の学業成績の比較などが含まれていた。

56. 年次監督報告書のとりまとめへの対応は、機関によって様々である。報告書の作成及び周知に関する調整は、英国側のプログラム責任者の責任であることが多く、中国側のプログラムコーディネーターと共同して行うこともある。このため、現地のスタッフが年次監督プロセスに十分に関与しておらず、結果的に報告書の包括性が低いとされた事例が少数あった。これはまた、中国側のスタッフが、時として年次報告書で指摘された優れた取組みや提言を知らないまま次のプログラムが始まってしまうということも意味した。注目すべき優れた取組みとしては、双方のスタッフが共同であるいは共通の手法に

より並行して共同運営委員会へ報告を行い、続いて内部の委員会や教授会にも報告を行っているという点であった。

57. 英国側からの報告によって、上級委員会から運営チームへのフィードバックが得られた。また、中国での年次監督が機関の連携事業全体に関する報告に貢献した。監査チームは、このような活動が見られなかった連携事業については英国側機関の改善が必要であると判断した。
58. 機関は、定期評価を通じて、プログラムの目的と学習成果との関係の有効性と妥当性を継続的に分析することができる。中国で実施されるプログラムの評価の時期は、英国側の定期評価の日程に合わせて決定され、協定書に記されることもある。この評価は、プログラム別または専門分野別で行われ、好ましい結果が得られた場合は、資格授与の有効性が更新されることもある。優れた取組みの例として、相手機関を訪問する調査団の中に、プログラムの評価を行う審査員ではなく、英国側にとっての学外専門家が含まれていたという点がある。これらの評価を実施することは通常、機関の質保証手順の一部であり、授業評価や前回の年次監督、学外審査員による報告書も検討材料となる。監査チームは、過去の定期評価に学外専門家を含んでいなかった事例や、提言が手順に沿って実行されていない事例が複数あったことを指摘した。なかには、評価の際に中国側スタッフが全く関与していない事例もあった。

\* \* \* 24 ページ \* \* \*

### 教育水準の確保

59. 英国側機関は、中国側機関との連携に基づき提供する高等教育資格水準を保持するにあたり、多様な方法や仕組みを用いていることが調査によって明らかとなった。そこでは、期待される学生の達成水準が定められ、その後実際の達成水準の確認が行われている。連携事業において適用される評定の規則は通常、英国内で提供される高等教育資格に対し適用されるものと同様である。
60. 学生の入学選抜に関する措置と入学を許可する学生の教育水準については、通常、協定書に示される。プログラム承認に関する報告書は、適切な入学水準の達成が常にプログラム承認視察団の関心事となっていると述べている。英国側機関が高等教育資格の授与に対する責任をもつ場合、入学者の水準の設定や、場合によっては学生の選考についても英国側機関が行っていることが調査によって明らかとなった。ほとんどの連携事業では、英国側のプログラム責任者または他の英国スタッフが志願者の面接試験に出席する

よう取り決められている。これにより、英国機関自身が入学者の学力水準の維持を確認することができ、多くの場合、志願者の英語能力を判定することもできる。このほか、最終的な合否判定の権限を保持する一方で、志願者の面接を中国側のスタッフに委託している機関もあった。

61. 学生の成績評価に関する方法の策定、及び採点、調整については、しばしば協定書で規定されている。これは実施規範第6項「学生の成績評価」が示す優れた取組みを反映している。協定書では一般に成績評価で用いられる言語を規定しており、ほとんどの場合英語となっている。評価水準の設定、及び採点、内部の調整に対する責任は普通、英国側のスタッフがつ。しかし、監査チームは、評価内容の設定や答案の採点の際に、中国側スタッフが、度合いは異なるものの、関与している例があることを指摘した。このような場合、作業の調整は英国側のスタッフが行う。
62. 成績評価の際に用いられる言語は通常英語であるが、中国語で評価が行われている事例も少数あった。これらの少数例においては、通常、二ヶ国語を話すプログラムコーディネーターがおり、評価内容を翻訳するほか、中国語による採点や確認の際に英国側スタッフを支援するという重要な役割を担っていることが指摘された。

**\* \* \* 25 ページ \* \* \***

63. 監査を受けた連携事業のうち、中国語のみでプログラムを実施し成績評価を行っている事例は1件であった。このプログラムは修士レベルで、相手機関のスタッフが中国においてサーティフィケート及びディプロマのプログラムを中国語で実施・評価していた。ただし、最終段階では英国側スタッフが英語で行い、当該分野の専門家が中国語の同時通訳を行う。この最終段階では、課題や試験を英国側スタッフが英語で準備し、中国語を話す英国側スタッフが中国語に翻訳している。つまり学生の成績は中国語で評価される。監査チームは、2回目の採点の際に全体の25%を英訳し、学外審査員による検証も行うなど、英国側機関が成績評価の一貫性を保つために多大な努力を払っている点を指摘している。中国語を話す学外審査員も、中国語で行われた成績評価を抽出して検証を行っている。翻訳は中国側のスタッフが行い、英国側で中国語を話すスタッフによって確認されている。監査の時点で、学外審査員が、学生の修士論文のうち半数の評価を行っていた。将来的に、学外審査員が全てのMBA修士論文を査読できるよう英訳することが計画されている。
64. 学外審査員は、英国高等教育資格の水準確保に対し重要な役割を担っている。英国高等

教育界で働く同業者として、高等教育資格に設定されている水準またはその一部が適切かどうか、また成績評価プロセスがどの程度厳密で公平か、学業成績の水準及び英国内での一般的な水準と比較してどうかという点について報告するよう求められている。中国での英国高等教育資格の授与に伴う学外審査員の任命と採用に関する措置は、通常英国内での措置と同じである。監査を受けたすべての連携事業で、英国高等教育界の現職教員である学外審査員が少なくとも1名含まれていた。また、英国での学外審査員の経験が全くない中国人教員が、中国側から学外審査員に任命された事例もあった。

65. 監査チームは、中国での高等教育資格の授与に関する審査会の運営に対する措置は多様であるが、英国側機関が組織・管理している点を指摘した。また、中国側機関がテレビ会議等を通じて行うモジュール別の審査会や資格授与審査会などが設けられる例もあった。しかし、資格授与審査会は通常英国で、英国側の規定に基づき行われる。教育水準の比較を可能にするため、審査会は中国で授与される高等教育資格以外のプログラムも対象としていることが多い。

66. 英国資格の水準を保持するための学外審査員の役割について中国側スタッフの理解を促進するために、英国側機関がさらなる取組みを行う必要があることが明らかになっている。監査報告書では、中国側のスタッフが連携事業に関する学外審査員報告書をあまり認識していないことが指摘されている。この原因として、その報告書が共同プログラム委員会の議事録を通じて入手可能ではあるものの、全体的としては中国側に明確に伝えられていなかったということが考えられる。すなわち、中国側スタッフは必ずしも報告書に直接的に関与していない、または記載されている優れた取組みや助言を十分に認識していないということである。

**\* \* \* 26 ページ \* \* \***

67. 評価プロセスの安全性確保のため、工夫された包括的な取組みが展開されており、英国側スタッフが試験監督を務めているという例があった。両国で全く同じ試験が行われる場合は、時差による不正行為を防ぐため、双方の試験を同じ時間に実施するよう調整されている。

68. 学外審査員報告書では、英国高等教育を中国で受ける学生に対し設定された教育水準や学習達成度の妥当性を一部または全部確認し、それらが英国で学ぶ学生と比べても遜色がないことが示されている。しかし、英国側機関が検討すべき課題についても強調されている。最も一般的な課題は、試験答案で示された学生の英語能力についてである。

69. 英国側機関は、中国で提供される高等教育資格証書や成績証明書を作成する権限を持つ。過去に発行された証書や成績証明書において、プログラムを学習した中国側機関の名称や、英語で受講または受験したプログラムの数について明記されていなかったことが報告された例もあった。しかし、これらはまだ卒業生を送り出していないプログラムであり、将来的には、証書や成績証明書の取り扱いに実施規範第2項を反映させる予定であるとのことであった。注目すべき優れた取組みとしては、英中どちらの国で学習を修了したかどうかに関わらず、中国人学生に対しディプロマ・サプリメント（訳注：資格証書に添付される取得学位・資格に関する詳細な説明書）を積極的に導入している機関があった。

### 学生からの意見

70. 中国で英国のプログラムを学ぶ中国人学生は、公式・非公式を問わず様々な場でプログラムに対する意見を述べるができる。監査チームが面会した学生は、自らの意見を伝達する方法や、特に運営チームの対応について、非常に肯定的であった。

71. 中国人学生は、定期的にモジュールやプログラムに関するアンケートに回答する。これらは、年次監督報告書に盛り込まれるとともに、教員の評価や能力開発にも用いられる。学生から直接意見を聴取する方法も一般的であり、プログラム別委員会、コース委員会、クラス・フォーラム、フォーカスグループなど様々な機会がある。これらは、英国側スタッフが中国を訪問する際に頻繁に予定されるが、代替的にテレビ会議システム等を通じて実施されることもある。なかには、英国側スタッフが中国を訪問する際に、学生代表者のみとの面会時間を設けている事例もあった。監査を受けたある連携事業では、学生の意見表明のための機会が制度化されていなかったものの、学生の意見が担当チームに伝達されるには非公式の方法で十分であることが確認された。また、電子メール、学生掲示板、プログラム別委員会を通じてなど、運営チームが対応を学生にフィードバックするための様々な仕組みがあることも確認された。

\* \* \* 27 ページ \* \* \*

72. 中国人学生との話し合いの中で、監査チームは、学生が非公式な場で述べた意見によりプログラムに変更がなされた例が数多くあったため、公式な場で問題を取り上げる必要性がなかったということを知った。また、両国のスタッフについても、学習機会を改善するための提案を広く受け入れ、問題に対し有効な方法で即座に対応してくれるため、近づきやすいという報告を学生から受けた。例えば、現地の休日に重ならないよう試験

日程を変更したり、入学期限を延長したりすることなどがあった。

### スタッフの採用と教育

73. 英国側機関は、満足のいく資格をもったスタッフを確保するために、様々な取組みを行っている。担当教員の採用方法は協定書で定められていることが多く、志願者の資格を確認する機会となっている。ここでは通常、少なくとも英国側のコーディネーター及び（または）連携事業の管理を監督する共同委員会によって、新規スタッフの履歴書が精査される。スタッフの新規採用や配置換を行う際には、英国側のプログラム責任者の承認を必要とする傾向があり、新規スタッフの履歴書を英国機関の教育支援事務局に送付するよう求められる場合もある。
74. 選任された教員は通常、所属機関で類似のプログラムを担当した経験を持っている。中国側スタッフを選定する際には、他の共同プログラムにおける指導経験、担当科目の専門性、また必要な場合は英語能力など、様々な基準が用いられる。一般に、スタッフの採用手続きは極めて慎重に行われるが、スタッフの経歴を確認するための十分な情報が英国側機関に与えられていない点について言及している監査報告書もあった。
75. スタッフ教育の機会についても協定書で定められている場合があり、これにスタッフ交流を含む場合が多い。協定書に相手機関への訪問回数が規定されることもある。交流の主たる目的は、両機関間のコミュニケーションを促進し、スタッフを現地の教授法に触れさせることである。好事例として、中国側スタッフが共同プログラム開始前の6か月間、英国側機関のティーチング・フェローに任命される例もあった。この期間中に、中国側スタッフは英国の教授法と質保証の仕組みについて経験を得た。短期で中国側スタッフを英国に招く場合がより一般的であるが、中国側スタッフを客員または名誉教員としてあるプログラムの実施に参加させ、学習や研究資源に触れさせるという点で大きなメリットとなる事例もあった。
76. 調査によれば、スタッフ教育は、英国の教育・学習支援スタッフがプログラム開始前に相手機関を訪問する際にも実施されていることがわかった。これにより、両機関の担当スタッフが、プログラムの教材開発やバーチャル学習システムの活用を共同で行う機会が得られる。これらは英国高等教育の学習様式や質保証に関するワークショップの形式で行われることもあり、毎年あるいは機関間で交互に実施される。時には、英国側のスタッフが、英国機関のIT学習資源の活用に関する講座を開くこともある。

77. ほとんどの監査報告書において、中国側機関が担当教員の質を評価するために教員相互の観察を行っていることが指摘された一方、英国側スタッフも短期訪問時に同様の教員評価を行っているという例も多くみられる。両機関のスタッフによるチーム・ティーチングも頻繁に行われている。中国側の学生及びスタッフは、この方法は非常に有益であると述べた。

78. 共同プログラムに採用される英国側スタッフは、ほとんどの場合所属機関で同様のプログラムの指導経験を持つことを要件とされていることが明らかになった。英国側機関は、自身のスタッフに対し、中国の高等教育制度の概要や教育上の慣習に関する一連の情報を提供し、研修を実施するなど、様々な方法を通じてプログラムの指導のための準備をさせている。

### 学習経験の同等性

79. 国外へ教育を提供する英国の機関は、中国で英国のプログラムを学ぶ学生が高等教育資格が求める水準を満たせるよう、学生に提供される学習機会の質を適切なものに保つという最終的な責任をもつ。これを中国側機関に委任することを最初に選択した機関もあるが、あくまでも最終的な目標は、学生の学習経験を英国で学ぶ学生の経験と同等に保つことである。監査チームは、全体的にこの目的は達成されていると判断した。監査チームが面会した中国人学生は、提供されている学習資源が期待通りの水準であると一貫して述べており、事実、学習資源への高い期待こそ、学生が英国高等教育資格の取得を目指す重要な理由となっている。

80. プログラムへの入学前および学習期間中、中国人学生には豊富な情報が提供されている。学生は監査チームに対し、ウェブサイトを通じてプログラムについて知ったり、中国側機関に資料を請求して入手したりしたと述べた。入学者には、プログラムの手引きや学生便覧など一連の冊子が配布される。学生によれば、これらの情報は概して質が高く、包括的で正確であるとのことである。学生便覧には通常、授業内容、成績評価、嘆願や苦情申立ての方法、また該当する場合には、英国進学に関する情報などが盛り込まれている。情報が不十分であると監査チームから指摘された事例は2件であり、それも英国進学に関する情報の不足という理由であった。

81. 中国で英国高等教育資格の取得を目指す中国人学生にとって特徴的な利点のひとつは、英国の教授法、特に講義や個別指導を受けることができるという点である。多くのプログラムは、両国のスタッフが共同で実施し、英国側スタッフは中国への訪問の際に講義を行っている。顕著な形態として、講義に引き続いて、個別指導やセミナーでその講義内容に関する議論が行われる。学生によれば、この方式は国際的な視点に触れることができ、とりわけ個別指導では現地のケース・スタディを用いてより鮮明に講義内容を理

解することができるため、歓迎されているとのことであった。さらに、個別指導やセミナーにおいて、講義や読書内容について他の学生や教員と議論する機会があることも非常に高く評価していた。また、論文作成の際の支援についても肯定的であった。

\* \* \* 29 ページ \* \* \*

82. 監査チームは、学業や個人的な事柄について学生とスタッフとのコミュニケーションがいくつかの方法により継続的に図られていることを知った。通常、学習に関する質問については、プログラムの実施に携わる中国側スタッフが最初の窓口となることが、中国側機関を訪問中の英国側スタッフともしばしば個人的に面談することができる。英国側スタッフは、講義や個別指導のために中国に滞在している間、学生と面談し、質問に答える時間を作る。また、帰国後も、電子メール、ファクス、電話で連絡をとることができるようになっており、学生に喜ばれている。バーチャル学習システムを通じて連絡をとる事例もあった。これにより、学生は学習中いつでも英国側スタッフに連絡することが可能となり、特に日中以外に学習を行う非正規学生にとっては非常に重要であると思われる。

83. 中国人学生は、中国側機関の在籍学生として、図書館や情報通信技術などの現地の各種の支援や学習資源を利用することができる。さらに、学生が英国側機関の学習資源もいくらか利用することができる旨が協定書で定められていることも多い。これには、電子ジャーナル、講義ノートやケース・スタディといった教材などオンラインの学習資源、カウンセリングが含まれる。

### 英国への進学

84. 英国への進学オプションがある連携事業について、監査チームは、英国側機関が英国への学習移行の管理を慎重に計画し、実行していると判断した。英国進学に向けた準備は、履修登録前に開始されることもある。志願者には通常、選択可能な進学コースの概要が示される。通常は既存プログラムへの進学となり、機関が認定する事前学習を受講し、単位の振替認定を経て入学することとなる。しかし、ある事例では、学生に示されていた進学コースが、一年が経過してもまだ開設されていなかったため、早急に計画を進めるよう勧告を受けた。

\* \* \* 30 ページ \* \* \*

85. 別の事例では、志願者と家族は、進学コースに申請する時点で、英国に滞在するための十分な資力を証明する必要があることを、ビザ申請手続きとともに説明を受ける。英国への進学準備は出発日の最長6か月前から始まり、英国側スタッフが中国側機関を訪問し、ワークショップ、遠足、英国での生活や学習に関する講義を行う。この時点で、英国留学までの日程を概説した手引きが学生に提供される場合もある。
86. なかには、英国での学習に向けて学生に入念に準備させるために、中国側スタッフが自身の教育方法に英国の教授法を取り入れている事例もあった。また、英国で学習中の学生との電子メールのやりとりやビデオ会議、あるいは出発前の研修に帰国した卒業生を参加させ、先輩学生の体験談から学ぶという例もあった。
87. 時には学生の入学を手助けし、同時にスタッフ教育を行うという目的で、中国側スタッフが進学する学生と一緒に渡英することもある。通常、学生の宿泊先はあらかじめ用意されており、様々な入学行事を体験することになる。これらには、空港や駅での出迎えや、学生自治会や学生代表による留学生イベント、教員や支援スタッフとの英国の生活、文化、高等教育を紹介するための遠足が含まれる。
88. 英国での学習へ円滑に移行するためには、授業内容、学習方法に関する助言、試験の日程といった情報を提供することが重要である。また、英国到着後、プログラムの開始に先立ち準備コースを受講する学生もいる。これは、学生が英国での学習にあたって必要な教科を確実に学んでおくために行われる。一旦英国機関に登録されると、進学した学生は在學生と同じ権利をもつこととなり、学習支援のための資源、カウンセリング、学業や個人的な事柄に関する個別指導などすべてが利用可能となる。英語に関する様々な支援も継続され、修士課程へ進学する学生には無料で実施している機関もあり、少なくとも1機関では外国語の授業が無料で提供されていた。
89. 英国への進学は、学生の英国高等教育資格の取得に向けた学習経験の中でもとりわけ重要な位置を占めていることを英国機関は認識しており、英国での生活と学習に可能な限り円滑に移行させるための様々な取組みが行われていることは明らかである。この移行措置に対する学生の評価は大抵、アンケートや、進学してくる学生の状況についてより理解するためのフォーカスグループを通じて行われる。英国への進学希望者またはすでに進学している学生は、概して、学習の移行措置がよく整えられ、英国での生活と学習にすぐに馴染むことができたことと監査チームに対し述べた。また、同じ出身の者と学習するよりも、他の文化圏から来た学生と共に学ぶことについて、とても良いと感じていた。

## 結 論

90. 2000年にQAAが中国に関する調査報告書を公表して以来、国境を越えた高等教育の提供が急速に拡大し続けている。本報告書は、中国の高等教育の近代化と、国境を越えた教育の提供を歓迎するという中国政府の意向を踏まえ、英国高等教育部門の行動計画の概要を示したものである。英国機関は中国での国境を越えた教育の実施の最前線におり、2005年半ばには、82の機関が中国で英国高等教育資格を提供するために中国の機関と352の連携を持っているか、または今後予定していると回答した。約11,000人の学生がプログラムに在籍しており、対象分野も多岐にわたった。連携の種類やプログラムの実施方法は極めて多様であった。
91. 本報告書では、調査対象となった英国機関は概して、学習機会の水準と質を管理する有効な措置を講じており、資格取得のためにプログラムの一部または全てを中国で学習する中国人学生が、英国で実施されるものと同等の教育を受けていることが明らかとなった。プログラムは通常、高等教育指標の様々な面に十分配慮した対応がなされており、国境を越えて提供される教育の実施に関わるリスクの大きさを反映して、英国で提供される資格への対応よりも厳格な場合が多い。とはいえ、これは機関が質保証に関する施策の立案や管理の必要な改善を行うことができなかつたということではない。
92. 中国において、国境を越えて提供される教育の市場は、高等教育の近代化に伴いより競争的になっていることは明らかである。本報告書では、2006年に中国で提供された英国高等教育資格の水準と質が適切に管理されていることを示す一方で、英国高等教育部門が今後もこの評価を維持し向上していくことを強く期待する。

\* \* \* 32 ページ \* \* \*

## 参考文献

教育技能省「世界レベルの教育を世界中に ー教育・技能・子供支援に関する国際戦略ー」  
ロンドン、2004年

Guoping Feng「中外共同教育事業 ー国・地域・機関別分析ー」  
国境を越えて提供される高等教育研究所、2006年

黄福涛「日本における高等教育研究：1990年代の中国における高等教育機関の合併」  
第2巻、2005年3月、39-51頁

中国教育部「教育部による中外共同教育に関する当面の問題への意見書」北京、2006年

中国教育部「中外共同学校設置条例」北京、2003年

高等教育質保証機構（QAA）「高等教育の質及び水準を確保するための実施規範 第2項：  
共同教育プログラム及びEラーニング等の柔軟な分散型学習」グロスター、2004年

高等教育質保証機構（QAA）「機関別監査の成果 ー外国人留学生に対する措置ー」  
グロスター、2006年

高等教育質保証機構（QAA）「英中間の連携事業に関する調査報告書（1999年度）」  
グロスター、2000年

ユネスコ統計局「世界の教育の概要 2006 ー世界の教育統計の比較ー」  
モントリオール、2006年

英国大学協会「第6次報告書 ー英国高等教育機関の傾向ー」ロンドン、2006年

周 済「中国における高等教育」トムソン社、2005年

\* \* \* 33 ページ \* \* \*

## 付録 1 ー 監査対象機関一覧

### 英国側 10 機関

---

アバティ・ダンディー大学  
ボルトン大学  
シティ大学  
リーズ・メトロポリタン大学  
ルートン大学 (現 ベッドフォードシャー大学)  
ミドルセックス大学  
ノーザンブリア大学ニューカッスル  
ロンドン大学クイーンメリー校  
クイーンズ大学ベルファスト  
ウェールズ大学ニューポート校

### 中国側 10 機関

---

北京郵電大学  
中国農業大学ー北京国際カレッジ  
海南国際教育センター  
南昌大学  
上海大学  
上海財經大学  
深圳大学  
深圳清華大学研究院  
浙江工科大学  
鄭州大学

## 付録 2 ー書面調査回答機関一覧

以下は、QAA の要請を受けて、中国機関との連携事業について回答した機関である。

アバディーン大学  
アバティ・ダンディー大学  
アングリア・ラスキン大学  
バース大学  
バーミンガム大学  
バーミンガム・カレッジ・オブ・フード、ツーリズム&クリエイティブ・スタディーズ  
ボルトン大学  
ボーンマス大学  
ブラッドフォード大学  
ブルネル大学  
カーディフ大学  
セントラル・イングランド大学バーミンガム  
セントラル・ランカシャー大学  
シティ大学  
セントマーク・アンド・セントジョン大学  
UCCA 芸術大学  
コベントリー大学  
クランフィールド大学  
ダンディー大学  
イーストアングリア大学  
イーストロンドン大学  
エジンバラ大学  
グラモーガン大学  
グラスゴー・カレドニア大学  
グラスゴー美術大学  
グロスターシャー大学  
グリニッジ大学  
ハーパーアダムス・ユニバーシティ・カレッジ  
ヘリオット・ワット大学  
ハートフォードシャー大学

ハダースフィールド大学  
ハル大学  
ケント大学  
キングストン大学  
ランカスター大学  
リーズ大学  
リーズ・メトロポリタン大学  
リンカーン大学  
リバプール大学  
リバプール・ホープ大学  
リバプール・ジョン・ムーア大学  
ロンドン大学  
ロンドン・メトロポリタン大学  
ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス  
ロンドン・サウスバンク大学  
ラフバラ大学  
ルートン大学 (現 ベッドフォードシャー大学)  
マンチェスター大学  
マンチェスター・メトロポリタン大学  
ミドルセックス大学  
ネイピア大学  
ニューカッスル・アポン・タイン大学  
ノーザンブリア大学ニューカッスル  
ノッティンガム大学  
ノッティンガム・トレント大学  
オックスフォード・ブルックス大学  
プリマス大学  
ロンドン大学クイーンメリー校  
クイーンズ大学ベルファスト  
レディング大学  
ローハンプトン大学  
王立農業大学  
ロンドン大学ロイヤルホロウェイ校  
ロンドン大学東洋アフリカ学学院  
シェフィールド・ハラム大学  
サザンプトン大学  
スタフォードシャー大学

スターリング大学  
ストラスクライド大学  
サリー大学  
サセックス大学  
ティーサイド大学  
テムズ・バレー大学  
アルスター大学  
ウェールズ大学カーディフ校  
ウェールズ大学ランピーター校  
ウェールズ大学ニューポート校  
ウォリック大学  
ウェスト・イングランド大学ブリストル  
ウルバーハンプトン大学  
ヨーク大学  
ヨーク・セント・ジョン大学

\* \* \* 36 ページ \* \* \*

## 付録3－監査チーム名簿

### 監査員

ジョー・ベイリー教授  
デイビッド・ファーノー博士  
フィル・グランスワーシー博士  
ピーター・グリフィス  
ロデリック・ハジャティール博士  
デイビッド・ヒーリー教授  
メアリー・ヘイコック  
ダイアン・ミーハン教授  
デイビッド・パンター教授  
ガレス・ロバーツ名誉教授  
サラ・セース教授  
ジョン・スコット博士  
リチャード・トング博士  
マイク・ウィング博士

## 監査事務員

アリソン・ブラックバーン

グレッグ・クラーク

コリン・スミス

## アシスタント・ディレクター (QAA)

アダム・ビスコー博士

ジェーン・ホルト

ショナ・パターソン

\* \* \* 37 ページ \* \* \*

## 用語解説

**教育水準**：学生が学位などの高等教育資格を取得するために到達すべき水準を表す方法。

その水準は英国全体にわたってほぼ同水準でなければならない。

**高等教育指標**：英国高等教育における教育水準を表す一連の手段。英国高等教育部門を代表して QAA が公表・管理を行っている。

**高等教育の質及び水準を確保するための実施規範**：高等教育指標の重要なもののひとつであり、英国で高等教育を提供する者が教育水準を設定する際及び学習プログラムの質の管理のために活用している。本規範は、優れた取組みを反映したものであり、高等教育界とその利害関係者との協議に基づき、QAA が管理し、次の 10 項目を公表している。「大学院研究課程」（2000 年、2004 年改定）、「共同教育プログラム及びEラーニング等の柔軟な分散型学習」（1999 年、2004 年改定）、「障害を持つ学生」（1999 年）、「学外審査」（2000 年、2004 年改定）、「教育に対する嘆願と学生からの苦情」（2000 年）、「学生の成績評価」（2000 年、2006 年改定）、「教育課程の承認、監視、見直し」（2000 年、2006 年改定）、「キャリアに関する教育、情報、ガイダンス」（2001 年）、「学外研修」（2001 年）、「入学者募集と入学試験」（2001 年、2006 年改定）

**共同教育プログラム**：高等教育資格や資格に結びつく単位の取得が可能な教育。または、資格を授与する機関が他機関との連携または支援により提供する教育。

**イングランド、ウェールズ、北アイルランドにおける高等教育資格水準**：高等教育指標の重要なもののひとつであり、各英国高等教育資格に求められる水準を示したもの。

**MoE**：中華人民共和国教育部

**スコットランドの高等教育機関における資格水準**：スコットランド単位・資格水準の一部をなす重要な水準であり、スコットランドのあらゆる高等教育機関における主要な資格を包含したもの。

**質**：学生に提供される学習機会が、学生の高等教育資格の取得にどの程度有効に機能しているかを示すための表現。適切で効果的な教育、支援、成績評価、学習機会の提供の保証に係る事項で用いられる。

**質保証**：機関または資格授与機関が設定する水準を学生が適切に達成するための状況が保たれていることを確認する手段。

\* \* \* 38 ページ \* \* \*

**専門分野別資格水準**：様々な学問分野において期待されるべき学位の水準を示したもの。

**国境を越えて提供される教育**：高等教育資格授与機関において、国外にいる学生に対し提供される教育。

**英国**：グレートブリテン及び北アイルランド連合王国。なお、スコットランド、ウェールズ、及び北アイルランドの高等教育に対する責任は、政府の関係省庁に委譲されている。



中国における英国高等教育－質保証に関する施策の概要－ 日本語訳版

© National Institution for Academic Degrees and University Evaluation 2008

---

原典：UK higher education in China: an overview of the quality assurance arrangements

© Quality Assurance Agency for Higher Education 2006

The Quality Assurance Agency for Higher Education

Southgate House

Southgate Street

Gloucester GL1 1UB

Tel: 01452 557000

Fax: 01452 557070

[www.qaa.ac.uk](http://www.qaa.ac.uk)

この資料は、高等教育質保証機構による英語原典を和訳したものです。翻訳内容についてのすべての責任は独立行政法人大学評価・学位授与機構に帰属します。

This material has been translated from an English original published by the Quality Assurance Agency for Higher Education. We accept full responsibility for the accuracy of the translation.

翻訳：独立行政法人大学評価・学位授与機構

評価事業部 評価企画・国際課

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

Tel: 042-353-1625

Fax: 042-353-1559

E-mail: [kokusai@niad.ac.jp](mailto:kokusai@niad.ac.jp)

URL: <http://www.niad.ac.jp>

---